



目 次	ページ
規 則	
◎高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○告示（令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ）の一部改正（漁業管理課）（2・17揭示）	1
○特定水産資源の採捕の停止の命令（"）（2・20揭示）	1
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要（3件）（経営支援課）	1
○保安林の指定予定の通知（3件）（治山林道課）	1
○令和5年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等（土木政策課）	2
○令和5年度に県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等（"）	3
○道路の区域変更（2件）（道 路 課）	5
公 告	
○令和5年度前期技能検定試験の実施（雇用労働政策課）	5
○令和5年度随時実施技能検定試験の実施（"）	8
○県営土地改良事業の計画の変更（農業基盤課）	9
○令和5年2級建築士試験の実施（建築指導課）	9
○令和5年木造建築士試験の実施（"）	10
高知県公営企業局告示	
◎高知県立あき総合病院及び高知県立幡多けんみん病院に係る病院事業料金の指定納付受託者の指定並びに告示の廃止（2・20揭示）	10
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	10
入札公告	
○一般競争入札（高知県水防情報システム改修委託業務）の公告（河 川 課）	12

規 則

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年3月3日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第8号
高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則（平成12年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。
別表1の表中「放電加工」を「非接触除去加工」に、「電気機器組立て」を「電気機器組立て、シーケンス制御」に改め、同表2の表中「放電加工」を「非接触除去加工」に、「電気機器組立て」を「電気機器組立て、シーケンス制御」に改め、「陶磁器製造」を削り、同表3の表中「電気機器組立て」を「電気機器組立て、シーケンス制御」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第81号の2
令和4年3月高知県告示第425号（令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部を次のように改正する。
令和5年2月17日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

2中「82.6トン」を「84.1トン」に改め、2の(11)中「3.916トン」を「4.58トン」に改め、2の(12)中「5.5トン」を「6.336トン」に改める。

高知県告示第81号の3
くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和5年2月）の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和5年2月21日から同月28日までの間、くろまぐろの採捕の停止を命ずる。
令和5年2月20日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第98号
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月3日

高知県知事 濱田 省司

- 1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和4年10月高知県告示第801号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール高知
高知市秦南町一丁目144番地の1
- 3 意見の概要
特に意見はありません。

高知県告示第99号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
令和5年3月3日

高知県知事 濱田 省司

- 1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和4年10月高知県告示第807号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス吉田店・セブンーイレブン高知吉田町店
高知市吉田町305番ほか
- 3 意見の概要
特に意見はありません。

高知県告示第100号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
令和5年3月3日

高知県知事 濱田 省司

- 1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和4年10月高知県告示第808号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
高知パワーセンター
高知市介良字長丁317-1 ほか
- 3 意見の概要
特に意見はありません。

高知県告示第101号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

<p>令和5年3月3日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡中土佐町大野見大股760、768</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 大野見大股760・768(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第102号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。</p> <p>令和5年3月3日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡檮原町松谷741、742、768</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 松谷742・768(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p>	<p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第103号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。</p> <p>令和5年3月3日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 幡多郡大月町安満地字岡崎462の24</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字岡崎462の24(次の図に示す部分に限る。)</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第104号 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に県が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。</p> <p>令和5年3月3日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等</p> <p>(1) 一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査(建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を含む。以下「資格審査」という。)をし、高知県建設工事一般競争入札参加資格者登録名簿(以下「資格</p>	<p>者登録名簿」という。)への登録を決定した者とする。ただし、知事が別に定める様式による建設工事一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。</p> <p>なお、資格審査による格付は、行わない。</p> <p>ア 希望する建設工事について建設業法に基づく建設業の許可を受けていない者</p> <p>イ 申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税(県内に従たる営業所を有する者にあつては、当該従たる営業所を管轄する県税事務所長の課した県税を含む。)又は市区町村税を滞納している者。ただし、資格審査を申請する日までに完納した場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者</p> <p>エ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>オ その他経営状態が著しく不健全であると認められる者</p> <p>カ 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者</p> <p>(ア) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</p> <p>(イ) 暴力団員等(高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)</p> <p>(ウ) 役員等(法人にあつては代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)をいう。以下同じ。)が暴力団員等に該当するもの</p> <p>(エ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの</p> <p>(オ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの</p> <p>(カ) 役員等が、自己、その属する法人等(法人その他の団体をいう。)若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの</p> <p>(キ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している</p>
--	---	---

<p>もの</p> <p>(ク) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの</p> <p>(ケ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの</p> <p>(コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの</p> <p>キ 次に掲げる規定による届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。）（当該届出の義務がある者に限る。）</p> <p>(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条</p> <p>(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条</p> <p>(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条</p> <p>(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者登録名簿に登録するものとする。</p> <p>ア 資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの</p> <p>イ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが合併した場合</p> <p>ウ 資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更した場合</p> <p>エ 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されている者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合</p> <p>オ 資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。）場合</p> <p>カ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合</p> <p>(3) (2)のエ又はオに掲げる事項に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。</p> <p>2 資格審査の申請の方法</p> <p>資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定める様式による添付書類（以下「添付書類」という。）を知事に</p>	<p>提出しなければならない。</p> <p>3 申請書等に使用する言語</p> <p>申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。</p> <p>4 申請書の変更の届出</p> <p>申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（様式は、任意とする。）を直ちに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 営業所の名称又は所在地</p> <p>(2) 商号又は名称</p> <p>(3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項</p> <p>5 資格の取消し</p> <p>知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。</p> <p>(1) 資格者登録名簿に登録された日以後に、1の(1)のA及びウからキまでに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(2) 申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。</p> <p>(3) その資格を辞退したとき。</p> <p>6 資格の再審査</p> <p>次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が別に定める資格の再審査を行うものとする。</p> <p>(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った者</p> <p>(2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者</p> <p>(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行った者</p> <p>7 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続</p> <p>(1) 資格の有効期間</p> <p>資格者登録名簿に登録された日から令和6年3月31日までとする。</p> <p>(2) 資格の有効期間の更新手続</p> <p>(1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、令和6年3月中に令和6年度の資格審査に関する告示をする予定であるので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出すること。</p> <p>8 その他</p>	<p>平成16年8月高知県告示第543号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱）、平成17年7月高知県告示第538号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成18年8月高知県告示第556号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成19年8月高知県告示第492号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成22年9月高知県告示第522号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成23年9月高知県告示第642号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成26年9月高知県告示第525号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）及び平成29年3月高知県告示第163号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）若しくは平成18年12月高知県告示第771号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱）、平成19年11月高知県告示第727号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱の一部改正）、平成23年12月高知県告示第798号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱の一部改正）、平成26年12月高知県告示第678号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱の一部改正）及び平成29年3月高知県告示第164号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱の一部改正）に係る参加資格に関する審査の結果、高知県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者又は令和4年3月高知県告示第170号（令和4年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等）に係る資格審査の結果、資格者登録名簿に登録されている者は、資格者登録名簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県建設工事入札参加資格者名簿又は資格者登録名簿に登録された日から令和6年3月31日までとする。</p> <p>高知県告示第105号</p> <p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に県が発注する土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計の業務の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約（同令第2条第4号に規定する特定役務のうち同号イに規定する建設工事に係る役務の調達のため締結される契約を除く。）に該当するものに係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。</p> <p>令和5年3月3日</p> <p>高知県知事 濱田 省司</p>
---	---	---

<p>1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等</p> <p>(1) 一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査(以下「資格審査」という。)をし、高知県測量、建設コンサルタント等一般競争入札参加資格者登録名簿(以下「資格者登録名簿」という。)への登録を決定した者とする。ただし、知事が別に定める様式による一般競争入札参加資格審査申請書(測量、建設コンサルタント等業務)(以下「申請書」という。)を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。</p> <p>ア 資格審査を申請する業務について、法律上必要な資格を受けていない者</p> <p>イ 申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税(県内に従たる営業所を有する者)については、当該従たる営業所を管轄する県税事務所の課した県税を含む。)又は市区町村税を滞納している者。ただし、資格審査を申請する日までに完納した場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 測量業務にあつては、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の登録を受けていない者</p> <p>エ 土木関係建設コンサルタント業務にあつては、建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月建設省告示第717号)第2条第1項の登録を受けていない者</p> <p>オ 建築関係コンサルタント業務にあつては、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の登録を受けていない者</p> <p>カ 地質調査業務にあつては、地質調査業者登録規程(昭和52年4月建設省告示第718号)第2条第1項の登録を受けていない者</p> <p>キ 補償コンサルタント業務にあつては、補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月建設省告示第1341号)第2条第1項又は不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条第1項の登録を受けていない者</p> <p>ク 土木関係その他業務のうち環境調査業務及び水質等分析業務にあつては、計量法(平成4年法律第51号)第107条の登録を受けていない者</p> <p>ケ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者</p> <p>コ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>サ その他経営状態が著しく不健全であると認められる者</p> <p>シ 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者</p> <p>(ア) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</p> <p>(イ) 暴力団員等(高知県暴力団排除条例第2条第3号に</p>	<p>規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)</p> <p>(ウ) 役員等(法人にあつては代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)をいう。以下同じ。)</p> <p>(エ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの</p> <p>(オ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの</p> <p>(カ) 役員等が、自己、その属する法人等(法人その他の団体をいう。)若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの</p> <p>(キ) 役員等が、いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの</p> <p>(ク) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの</p> <p>(ケ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの</p> <p>(コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの</p> <p>(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者登録名簿に登録するものとする。</p> <p>ア 資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの</p> <p>イ 資格者登録名簿に登録されている者との資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが合併した場合</p> <p>ウ 資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更した場合</p> <p>エ 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されている者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合</p>	<p>オ 資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した(会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。)場合</p> <p>カ 資格者登録名簿に登録されている者との資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合を設立した場合</p> <p>(3) (2)のエ又はオに掲げる事項に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。</p> <p>2 資格審査の申請の方法</p> <p>資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定める様式による添付書類(以下「添付書類」という。)を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 申請書等に使用する言語</p> <p>申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。</p> <p>4 申請書の変更の届出</p> <p>申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届(様式は、任意とする。)を直ちに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 営業所の名称又は所在地</p> <p>(2) 商号又は名称</p> <p>(3) 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項</p> <p>5 資格の取消し</p> <p>知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。</p> <p>(1) 資格者登録名簿に登録された日以後に、1の(1)のア及びウからシまでに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(2) 申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。</p> <p>(3) その資格を辞退したとき。</p> <p>6 資格の再審査</p> <p>次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が別に定める資格の再審査を行うものとする。</p> <p>(1) 会社更生法(平成14年法律第154号)による会社更生</p>
---	--	---

手続開始の申立てを行った者
 (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者
 (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てを行った者
 7 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続
 (1) 資格の有効期間
 資格者登録名簿に登録された日から令和6年3月31日までとする。
 (2) 資格の有効期間の更新手続
 (1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、令和6年3月中に令和6年度の資格審査に関する告示をする予定であるので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出すること。
 8 その他

平成18年12月高知県告示第772号(高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱)、平成19年11月高知県告示第728号(高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成23年12月高知県告示第799号(高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成24年12月高知県告示第763号(高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成29年3月高知県告示第165号(高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正)及び令和4年12月高知県告示第933号(高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正)に係る参加資格に関する審査の結果、高知県測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録されている者又は令和4年3月高知県告示第171号(令和4年度に県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等)に係る資格審査の結果、資格者登録名簿に登録されている者は、資格者登録名簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿又は資格者登録名簿に登録された日から令和6年3月31日までとする。

高知県告示第106号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、令和5年3月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和5年3月3日
 高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道

- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡檮原町中平下鷹取山国有林4048林班ろから 高岡郡檮原町中平下鷹取山国有林4048林班い21まで	前	15.9 }	421
	後	24.7 }	
		82.0	

高知県告示第107号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、令和5年3月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和5年3月3日
 高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 敷ヶ市松野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐下家地字下山2096番1地先から 四万十市西土佐下家地字クリノキノダバ1064番1まで	前	3.9 }	302
	後	6.7 }	
		21.4	

 公 告

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、令和5年度前期技能検定試験の実施について次のとおり公告する。
 令和5年3月3日
 高知県知事 濱田 省司

- 1 実施する等級、検定職種等

実施する等級並びに等級に応じ実施する検定職種及び作業は、次のとおりとし、実技試験及び学科試験によって行う。

- (1) 一級及び二級職種
 園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業又は高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業又はマシニングセンタ作業)、非接触除去加工(数値制御彫り放電加工作業又はワイヤ放電加工作業)、鉄工(製缶作業又は構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業又はダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業又は打出し板金作業)、めっき(電気めっき作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業又は機械組立仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、産業車両整備(産業車両整備作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業又は家具機械加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、石材施工(石張り作業)、酒造(清酒製造作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業又はシーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業又は化粧フィルム工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業又は金属塗装作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)
- (2) 三級職種
 園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業又は高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業又はマシニングセンタ作業)、工場板金(曲げ板金作業又は打出し板金作業)、めっき(電気めっき作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、シーケンス制御(シーケンス制御作業)、建築大工(大工工事作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、化学分析(化学分析作業)、塗装(金属塗装作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

- (3) 単一等級職
塗料調色(調色作業)及び産業洗浄(高圧洗浄作業)
- 2 実施期日、実施場所等
- (1) 実技試験
- ア 実施期日
令和5年6月6日(火)から同年9月10日(日)までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日。
ただし、暑熱対応のため実施期日を延期する場合(造園職種及びとび職種に限る。)は、同月11日(月)から同年11月15日(水)までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日
- イ 実施場所
別途高知県職業能力開発協会が指定する場所
- ウ 手数料
検定職種ごとに次のとおりとする。
(ア) 一級、二級、三級(高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者を除く。)及び単一等級職種

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
園芸装飾	室内園芸装飾作業	18,200円(25歳未満の在職者にあつては、9,200円)
造園	造園工事作業	
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業	
金属熱処理	一般熱処理作業	
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	
	高周波・炎熱処理作業	
機械加工	普通旋盤作業	
	数値制御旋盤作業	
	フライス盤作業	
	数値制御フライス盤作業	
	平面研削盤作業	
	円筒研削盤作業	

	マシニングセンタ作業
非接触除去加工	数値制御彫り放電加工作業
	ワイヤ放電加工作業
鉄工	製缶作業
	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金作業
	ダクト板金作業
工場板金	曲げ板金作業
	打出し板金作業
めっき	電気めっき作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
切削工具研削	工作機械用切削工具研削作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業
シーケンス制御	シーケンス制御作業
産業車両整備	産業車両整備作業
建設機械整備	建設機械整備作業
家具製作	家具手加工作業
	家具機械加工作業

建具製作	木製建具手加工作業
石材施工	石張り作業
酒造	清酒製造作業
建築大工	大工工事作業
とび	とび作業
左官	左官作業
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業
タイル張り	タイル張り作業
畳製作	畳製作作業
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
	シーリング防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	化粧フィルム工事作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
化学分析	化学分析作業
表装	壁装作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業

塗料調色	調色作業	15,100円（25歳未満の在職者にあつては、6,100円）
産業洗浄	高压洗浄作業	
フラワー装飾	フラワー装飾作業	
機械検査	機械検査作業	
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業	
備考 この表において「25歳未満の在職者」とは、技能検定における二級又は三級の実技試験を受検する者で、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において25歳に達しておらず、かつ、当該試験の受検を申請する日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であるもの（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第2項に規定する別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。		

（イ） 三級職種（高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者に限る。）

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
園芸装飾	室内園芸装飾作業	12,100円（25歳未満の在職者にあつては、3,100円）
造園	造園工事作業	
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業	
金属熱処理	一般熱処理作業	
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	
	高周波・炎熱処理作業	
機械加工	普通旋盤作業	
	数値制御旋盤作業	
	フライス盤作業	

	平面研削盤作業	10,100円（25歳未満の在職者にあつては、2,900円）
	マシニングセンタ作業	
工場板金	曲げ板金作業	
	打出し板金作業	
めっき	電気めっき作業	
仕上げ	機械組立仕上げ作業	
電子機器組立て	電子機器組立て作業	
シーケンス制御	シーケンス制御作業	
建築大工	大工工事作業	
とび	とび作業	
左官	左官作業	
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業	
化学分析	化学分析作業	
塗装	金属塗装作業	
フラワー装飾	フラワー装飾作業	
機械検査	機械検査作業	備考 この表において「25歳未満の在職者」とは、技能検定における三級の実技試験を受検する者で、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において25歳に達しておらず、かつ、当該試験の受検を申請する日において雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者であるもの（出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項に規定する別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。

エ 問題の公表
 実技試験の問題は、あらかじめ令和5年5月30日（火）に高知県職業能力開発協会に掲示して公表する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

（2） 学科試験
 ア 実施期日
 検定職種ごとに次のとおりとする。
 （ア） 一級、二級及び単一等級職種

検定職種	実施期日
造園 金属熱処理 産業車両整備 とび 防水施工 サッシ施工 塗装 産業洗浄	令和5年8月20日（日）
機械加工 鉄工 めっき 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工	令和5年8月27日（日）
園芸装飾 鋳造 非接触除去加工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 電気機器組立て 石材施工 酒造 ブロック建築 タイル張り	令和5年9月3日（日）

熱絶縁施工 表装 塗料調色 フラワー装飾	
-------------------------------	--

(イ) 三級職種

検定職種	実施期日
園芸装飾 造園 鋳造 機械加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 電子機器組立て シーケンス制御 建築大工 とび 左官 ブロック建築 化学分析 塗装 フラワー装飾	令和5年7月9日(日)
金属熱処理	令和5年8月20日

イ 実施場所
別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料
3,100円

3 受検の申請手続

(1) 提出書類

- ア 技能検定受検申請書(知事が別に定めるものとする。)
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

(2) 書類の提出先

高知市布師田3992番地4(高知県立地域職業訓練センター内) 高知県職業能力開発協会
なお、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(3) 書類の受付期間

令和5年4月3日(月)から同月14日(金)まで(郵送に

よる場合は、令和5年4月14日付けの消印のあるものまで受け付ける。)

(4) 技能検定受検申請書の交付

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、高知県職業能力開発協会に交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。

(5) 手数料の納付方法等

手数料は、申請書に添えて納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

受検の申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。

4 合格者の発表等

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者の受検番号は、令和5年9月29日(金)に高知県立高知高等技術学校のホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>)に掲載する。

なお、三級職種のうち同年7月9日に学科試験を実施する職種に係る技能検定に合格した者の受検番号については同年8月25日(金)に、暑熱対応のため実技試験の実施期日を延期した場合(造園職種及びとび職種に限る。)における技能検定に合格した者の受検番号については同年11月30日(木)までの日で知事が指定する日に、高知県立高知高等技術学校のホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>)に掲載する。

5 技能検定合格証書等の交付

一級又は単一等級の技能検定に合格した者には厚生労働大臣から、二級又は三級の技能検定に合格した者には高知県知事から、それぞれ合格証書が交付される。

また、技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

6 その他

この技能検定について不明な点は、高知県立高知高等技術学校(電話番号088-847-6601)又は高知県職業能力開発協会(電話番号088-846-2300)に問い合わせること。

~~~~~  
職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、令和5年度随時実施技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

令和5年3月3日

高知県知事 濱田 省司

1 実施する等級及び検定職種

実施する等級及び等級に応じ実施する検定職種は、次のとおりとし、実技試験及び学科試験によって行う。ただし、(1)に掲げる三級職種の試験については、当該職種に係る基礎級に合格した者に限り受検することができる。

(1) 二級及び三級職種

鋳造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、家具製作、紙器・段ボール箱製造、プラスチック成形、強化プラスチック成形、パン製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、サッシ施工、塗装及び工業包装

(2) 基礎級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

検定職種ごとに次のとおりとする。

| 検定職種                    | 手数料                            |
|-------------------------|--------------------------------|
| さく井<br>鋳造<br>鍛造<br>機械加工 | 18,200円(25歳未満の在職者にあつては、9,200円) |

金属プレス加工  
 鉄工  
 建築板金  
 工場板金  
 めっき  
 アルミニウム陽極酸化処理  
 仕上げ  
 ダイカスト  
 電子機器組立て  
 電気機器組立て  
 プリント配線板製造  
 冷凍空調和機器施工  
 染色  
 ニット製品製造  
 紳士服製造  
 寝具製作  
 帆布製品製造  
 布はく縫製  
 家具製作  
 建具製作  
 紙器・段ボール箱製造  
 印刷  
 製本  
 プラスチック成形  
 強化プラスチック成形  
 石材施工  
 パン製造  
 ハム・ソーセージ・ベーコン製造  
 水産練り製品製造  
 建築大工  
 かわらぶき  
 とび  
 左官  
 築炉  
 タイル張り  
 配管  
 型枠施工  
 鉄筋施工  
 コンクリート圧送施工  
 防水施工  
 内装仕上げ施工  
 熱絶縁施工  
 サッシ施工  
 ウェルポイント施工  
 表装

|                                                                                                                                                                                                                        |                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 塗装<br>工業包装                                                                                                                                                                                                             |                                |
| 機械検査<br>婦人子供服製造                                                                                                                                                                                                        | 15,100円(25歳未満の在職者にあつては、6,100円) |
| 備考 この表において「25歳未満の在職者」とは、技能検定における二級又は三級の実技試験を受検する者で、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において25歳に達しておらず、かつ、当該試験の受検を申請する日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であるもの(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第2項に規定する別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)をいう。 |                                |

## エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

## (2) 学科試験

## ア 実施期日

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

## イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

## ウ 手数料

3,100円

## 3 技能検定受検申請書の受付期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において、随時受け付ける。

## 4 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

高知市布師田3992番地4(高知県立地域職業訓練センター内) 高知県職業能力開発協会

なお、技能検定受検申請書(知事が別に定めるものとする。)の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書することとし、技能検定受検申請書を郵送により提出する場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

## 5 合格者の発表等

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者には、高知県知事から合格証書が交付される。

また、三級の技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から三級の技能士章が交付される。

## 6 その他

この技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能等の認定に活用するものである。

また、この技能検定について不明な点は、高知県立高知高等技術学校(電話番号088-847-6601)又は高知県職業能力開発協会(電話番号088-846-2300)に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営土地改良事業(安芸地区中山間地域総合整備事業(用排水施設))の計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年3月3日

高知県知事 濱田 省司

## 1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業変更計画書の写し

## 2 縦覧期間

令和5年3月3日から同年4月3日まで

## 3 縦覧場所

安芸市役所

## 4 その他

この土地改良事業の計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業の計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該土地改良事業の計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和5年二級建築士試験を次のとおり行う。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定に基づき、高知県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和5年3月3日

高知県知事 濱田 省司

## 1 受験資格

受験資格を有する者は、令和5年7月1日(土)において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。

## 2 受験の申込み手続

- (1) 受験申込みの受付期間及び受付時間  
ア 受付期間  
令和5年4月3日(月)から同月17日(月)まで  
イ 受付時間  
受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで
- (2) 受験申込みの方法  
公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力して申し込むこと。  
なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合(身体に障害がありインターネットの利用が困難である等)は、令和5年4月10日(月)までに公益財団法人建築技術教育普及センターに申し出ること。
- 3 試験の日時及び場所  
(1) 試験の日時  
ア 学科の試験  
令和5年7月2日(日)午前10時10分から午後5時20分まで  
イ 設計製図の試験  
令和5年9月10日(日)午前11時から午後4時まで
- (2) 試験の場所  
高知市棧橋通二丁目11番6号 高知県立高知工業高等学校
- 4 受験手数料  
18,500円
- 5 合格者の発表日及び可否の通知  
(1) 合格者の発表日  
ア 学科の試験の合格者  
令和5年8月21日(月) (予定)  
イ 設計製図の試験の合格者  
令和5年12月7日(木) (予定)
- (2) 可否の通知  
学科の試験及び設計製図の試験の受験者には、それぞれ可否の判定結果を通知し、それぞれの試験の不合格者には、試験の成績を併せて通知する。
- 6 その他  
(1) 設計製図の試験の課題は、令和5年6月7日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。  
(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込み時にその旨を申し出ること。

~~~~~  
建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和

- 5年木造建築士試験を次のとおり行う。
なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定に基づき、高知県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。
令和5年3月3日
高知県知事 濱田 省司
- 1 受験資格
受験資格を有する者は、令和5年7月22日(土)において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。
- 2 受験の申込み手続
(1) 受験申込みの受付期間及び受付時間
ア 受付期間
令和5年4月3日(月)から同月17日(月)まで
イ 受付時間
受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで
- (2) 受験申込みの方法
公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力して申し込むこと。
なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合(身体に障害がありインターネットの利用が困難である等)は、令和5年4月10日(月)までに公益財団法人建築技術教育普及センターに申し出ること。
- 3 試験の日時及び場所
(1) 試験の日時
ア 学科の試験
令和5年7月23日(日)午前10時10分から午後5時20分まで
イ 設計製図の試験
令和5年10月8日(日)午前11時から午後4時まで
- (2) 試験の場所
高知市棧橋通二丁目11番6号 高知県立高知工業高等学校
- 4 受験手数料
18,500円
- 5 合格者の発表日及び可否の通知
(1) 合格者の発表日
ア 学科の試験の合格者
令和5年8月21日(月) (予定)
イ 設計製図の試験の合格者
令和5年12月7日(木) (予定)
- (2) 可否の通知
学科の試験及び設計製図の試験の受験者には、それぞれ可否の判定結果を通知し、それぞれの試験の不合格者には、試験の成績を併せて通知する。

- 6 その他
(1) 設計製図の試験の課題は、令和5年6月7日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。
(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込み時にその旨を申し出ること。

公 営 企 業 局 告 示

高知県公営企業局告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき指定納付受託者を令和5年2月15日に指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示し、平成24年4月高知県公営企業局告示第4号(高知県立病院に係る病院事業料金の指定代理納付者の指定及び告示の廃止)は、廃止する。

令和5年2月20日(揭示済)

高知県公営企業局長 笹岡 浩

指定納付受託者		指定納付受託者に納付させる歳入	指定期間
事務所の所在地	名称		
高知市知寄町一丁目4番30号	株式会社高知カード	高知県立あき総合病院及び高知県立幡多けんみん病院に係る病院事業料金	令和5年2月20日から同年3月31日まで(同年4月1日に自動更新され、以後1年間ごとに自動更新されるものとする。)
東京都港区台場二丁目3番2号	ユーシーカード株式会社		

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第2号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条(規則第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査(以下「審査」と総称する。)を次のとおり実施する。

令和5年3月3日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

1 審査の種類、期日及び場所

(1) 審査の種類

規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

ア 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）

イ 普通自動車免許

ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）

エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）

(2) 審査の期日

令和5年6月1日（木）から同月30日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 審査の場所

吾川郡いの町枝川200番地
高知県警察本部交通部運転免許センター

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会に提出すること。

その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

(2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項から第5項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。

(3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。

ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証

エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資

格者証

オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る技能検定員資格者証

カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 審査の実施に関する事項

(1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。

に関する技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあ

許及び特定第一種免許の教習に関する知識	自動車教習所に関する法令についての知識	っては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文集、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文集のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員審査（大型自動車免許等23,400円、普通自動車免許19,500円、特定第一種免許14,700円、大型自動車第二種免許等21,500円）
- イ 教習指導員審査（大型自動車免許等14,550円、普通自動車免許11,850円、特定第一種免許9,650円、大型自動車第二種免許等12,450円）

4 その他

審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係（電話番号088-893-1221内線373）に問い合わせること。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般

競争入札に付する。

令和5年3月3日

高知県知事 濱田 省司

1 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称及び数量

高知県水防情報システム改修委託業務 一式

(2) 特定役務の特質等

入札説明書による。

(3) 特定役務の履行期間

特定役務に係る契約の締結の日から令和6年3月17日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0850

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県土木部河川課計画担当

電話番号088-823-9838

(2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

令和5年3月10日（金）から同月20日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

令和5年3月10日午前9時から同月20日午後5時までの間に土木部河川課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170901/>）で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月13日（木）午前10時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和5年4月12日（水）午後4時までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁7階 会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和5年3月20日午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者

とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)と同じ。

(9) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be procured: Kochi Prefecture flood mitigation information system improvement commission 1 set

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Monday 20 March 2023

(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Thursday 13 April 2023

(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the division noted in (5) by 4:00 P.M. on Wednesday 12 April 2023

(5) Contact: Rivers Division, Department of Public Works, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan
Tel: 088-823-9838

(6) Others: As in the tender documentation